

令和 5 年 12 月
浜田市議会定例会議議案

令和 5 年 12 月 1 日

令和 5 年 12 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 60 号 下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 61 号 浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 浜田市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 64 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 65 号 浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第 66 号 浜田市石州和紙会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 67 号 浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 68 号 浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）
- 議案第 73 号 指定管理者の指定について（山陰浜田港公設市場）
- 議案第 74 号 指定管理者の指定について（浜田市木田暮らしの学校）
- 議案第 75 号 工事請負契約の変更について（浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事（金城町地内外））
- 議案第 76 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 77 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 78 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 79 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 80 号 令和 5 年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 81 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 同意第 5 号 浜田市農業委員会委員の任命について

報 告

報告第 22 号 専決処分の報告について(事故の損害賠償の額の決定)

議案第 60 号

下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(浜田市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部浜田市下水道審議会の項を削る。

(浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表浜田市下水道審議会委員の項を削り、同表浜田市水道事業審議会委員の項中「浜田市水道事業審議会委員」を「浜田市上下水道事業審議会委員」に改める。

(浜田市私法上の債権の放棄に関する条例の一部改正)

第3条 浜田市私法上の債権の放棄に関する条例（平成21年浜田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条前段中「又は工業用水道事業」を「、工業用水道事業又は下水道事業」に改め、同条後段中「又は工業用水道事業」を「、工業用水道事業の管理者の権限を行う市長又は下水道事業」に改める。

(浜田市特別会計条例の一部改正)

第4条 浜田市特別会計条例（平成17年浜田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため」を「駐車場事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、駐車場事業特別会計を」に改め、同条各号を削る。

第2条中「前条第1号に掲げる特別会計」を「駐車場事業特別会計」に改める。

(浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年浜田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条中「浜田市公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第 2 条の見出し中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条中「浜田市公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）」を「次に掲げる下水道事業」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業集落排水事業
- (3) 漁業集落排水事業
- (4) 生活排水処理事業

第 3 条の見出し中「財務規定等の」を「全部」に改め、同条中「第 2 条第 2 項に規定する財務規定等」を「の規定の全部」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 2 項中「下水道事業」を「公共下水道事業」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の処理区域は、浜田市集落排水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 236 号）別表第 1 に掲げるとおりとする。

4 生活排水処理事業の処理区域は、浜田市個別浄化槽条例（平成 17 年浜田市条例第 241 号）第 3 条に規定する設置区域とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 4 条 法第 7 条ただし書及び令第 8 条の 2 の規定に基づき下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第 14 条の規定に基づき下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、上下水道部を置く。

別表中「第 4 条」を「第 5 条」に改める。

（浜田市公共下水道条例の一部改正）

第 6 条 浜田市公共下水道条例（平成 17 年浜田市条例第 233 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 3 号及び第 5 号、第 2 条の 4 第 1 号、第 2 条の 5 第 2 号並びに第 2 条の 7 第 6 号中「規則」を「規程」に改める。

第 3 条ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条第 2 号中「規則」を「規程」に改め、同条第 3 号中「市長」を「管理者」に改める。

第 5 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「規則」を「規程」に改める。

第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「規則」を「規程」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 13 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 14 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 15 条及び第 16 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 17 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 19 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 20 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 21 条第 1 項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 22 条第 1 項から第 5 項まで、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 26 条、第 27 条、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 30 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 31 条中「規則」を「規程」に改める。

第 32 条中「市長」を「管理者」に改める。

(浜田市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 7 条 浜田市公共下水道使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（第 6 条第 3 項を除き、以下「管理者」という。）」に改める。

第 5 条、第 6 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項本文中「場合」の次に「(浜田市水道給水条例第 35 条第 1 項の規定により発する督促状と併せて一の様式をもって発した場合を除く。)」を加え、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第 10 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 11 条中「規則」を「規程」に改める。

第 12 条及び第 13 条中「市長」を「管理者」に改める。

(浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正)

第 8 条 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 3 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 条中「浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例」を「浜田市下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「規則」を「規程」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条、第 9 条第 2 項及び第 10 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 11 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第 12 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 13 条中「規則」を「規程」に改める。

(浜田市集落排水施設条例の一部改正)

第 9 条 浜田市集落排水施設条例（平成 17 年浜田市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 7 条ただし書及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条中「規則」を「規程」に改める。

第 10 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 11 条中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第 12 条及び第 13 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 14 条中「規則」を「規程」に改める。

第 15 条中「市長」を「管理者」に改める。

(浜田市集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第 10 条 浜田市集落排水処理施設使用料条例（平成 17 年浜田市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号ただし書中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う

市長（以下「管理者」という。）に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「市長」を「管理者」に改める。

第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 8 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項本文中「場合」の次に「（浜田市水道給水条例第 35 条第 1 項の規定により発する督促状と併せて一の様式をもって発した場合を除く。）」を加え、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 10 条中「規則」を「規程」に改める。

第 12 条中「市長」を「管理者」に改める。

（浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正）

第 11 条 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 4 条第 1 項中「規則」を「規程」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 8 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改める。

第 10 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 11 条中「規則」を「規程」に改める。

（浜田市個別浄化槽条例の一部改正）

第 12 条 浜田市個別浄化槽条例（平成 17 年浜田市条例第 241 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第 4 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 5 条第 1 項中「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」に改め、同条第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条並びに第 8 条第 1 項及び第 3 項中「市長」を「管理者」に改める。

第 9 条中「規則」を「規程」に改める。

第 10 条から第 13 条まで、第 15 条各号、第 16 条第 1 項及び第 17 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 18 条第 1 項中「市長」を「管理者」に改め、同条第 3 項本文中「場合」の次に「(浜田市水道給水条例第 35 条第 1 項の規定により発する督促状と併せて一の様式をもって発した場合を除く。)」を加え、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第 19 条第 1 項、第 20 条、第 21 条第 2 項、第 22 条から第 24 条まで、第 25 条第 2 項及び第 26 条中「市長」を「管理者」に改める。

第 27 条中「規則」を「規程」に改める。

第 28 条中「市長」を「管理者」に改める。

(浜田市水道事業審議会条例の一部改正)

第 13 条 浜田市水道事業審議会条例（平成 31 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浜田市上下水道事業審議会条例

第 1 条中「水道事業の」を「水道事業及び下水道事業の」に、「浜田市水道事業審議会」を「浜田市上下水道事業審議会」に改める。

第 2 条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 14 条 浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「水道事業」の次に「、工業用水道事業及び下水道事業」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計及び生活排水処理事業特別会計の令和 5 年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

議案第 61 号

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例について

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例

浜田市コミュニティー防災センター条例（平成 17 年浜田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表名称の項の次に次のように加える。

周布川西コミュニティー防災センター	浜田市治和町ロ 158 番地 1
-------------------	------------------

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の使用に係る周布川西コミュニティー防災センターの使用の許可その他その運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

議案第 62 号

浜田市職員定数条例の一部を改正する条例について

浜田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員定数条例の一部を改正する条例

浜田市職員定数条例（平成 17 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「水道事業」を「公営企業」に改める。

第 2 条第 1 号中「550 人」を「453 人」に改め、同条第 3 号中「118 人」を「47 人」に改め、同条第 7 号中「122 人」を「140 人」に改め、同条第 8 号を次のように改める。

(8) 公営企業の事務部局の職員 38 人

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市災害派遣手当等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 35 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「を、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年浜田市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表今市児童クラブの項中「旭町今市 615 番地」を「旭町丸原 46 番地」に、「40 人」を「60 人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 66 号

浜田市石州和紙会館条例の一部を改正する条例について

浜田市石州和紙会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市石州和紙会館条例の一部を改正する条例

浜田市石州和紙会館条例（平成 29 年浜田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表手すき和紙体験の項中「550 円」を「1,000 円」に、「1,650 円」を「2,500 円」に、「1,320 円」を「2,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 67 号

浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例について

浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民宿舎千畳苑条例の一部を改正する条例

浜田市国民宿舎千畳苑条例（平成 17 年浜田市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 その他の料金の上限額の表入浴料金の項中「360 円」を「660 円」に、「250 円」を「550 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部を改正する条例について

浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市美又温泉国民保養センター条例の一部を改正する条例

浜田市美又温泉国民保養センター条例（平成 17 年浜田市条例第 299 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 休憩料金及び利用料金の表中「休養ホーム 1 室」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例について

浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市旭温泉あさひ荘条例の一部を改正する条例

浜田市旭温泉あさひ荘条例（平成 25 年浜田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「水曜日」を「火曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例

浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表七条住宅 3 号の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 71 号

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例について

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市火災予防条例の一部を改正する条例

浜田市火災予防条例（平成 17 年浜田市条例第 255 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は雨水等」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3 厨房設備の部気体燃料の項の次に次のように加える。

固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の浜田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

議案第 72 号

指定管理者の指定について（浜田市天狗石農村公園）

浜田市天狗石農村公園の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市天狗石農村公園
指定管理者	住 所：浜田市旭町市木 2919 番地 2 名 称：ふる里市木 代表者：会長 徳 川 博
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(参 考)

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 73 号

指定管理者の指定について（山陰浜田港公設市場）

山陰浜田港公設市場の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	山陰浜田港公設市場
指定管理者	住 所：広島県広島市中区大手町 5 丁目 3 番 12 号 名 称：株式会社第一ビルサービス 代表者：代表取締役 坂 根 紳 也
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 74 号

指定管理者の指定について（浜田市木田暮らしの学校）

浜田市木田暮らしの学校の管理について、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

施設の名称	浜田市木田暮らしの学校
指定管理者	住 所：浜田市旭町木田 488 番地 名 称：木田地区振興協議会 代表者：会長 今 田 泰
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（参 考）

根拠法 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

議案第 75 号

工事請負契約の変更について

浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事（金城町地内外）請負契約について、次のとおり変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- 1 契約の目的 浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事(金城町地内外)
- 2 契約の金額 変更前 145,860,000 円
変更後 164,880,100 円
- 3 契約の相手方 松江市西津田四丁目 8 番 47 号
株式会社中電工 島根統括支社
執行役員支社長 角 戸 達 広

令和 5 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 5 号)

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 529,987 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,203,741 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		5,373,752	529,987	5,903,739
	2 国 庫 補 助 金	1,660,404	529,987	2,190,391
歳 入 合 計		39,673,754	529,987	40,203,741

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		12,093,652	529,987	12,623,639
	1 社 会 福 祉 費	6,875,314	529,987	7,405,301
歳 出	合 計	39,673,754	529,987	40,203,741

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,373,752	529,987	5,903,739
歳入合計	39,673,754	529,987	40,203,741

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3民生費	12,093,652	529,987	12,623,639	529,987			
歳出合計	39,673,754	529,987	40,203,741	529,987	0	0	0

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	529,987	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 529,987

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,093,652	529,987	12,623,639	529,987			
1 社会福祉費	6,875,314	529,987	7,405,301	529,987			
1 社会福祉総務費	1,245,485	529,987	1,775,472	529,987			

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	1,260	1 住民税非課税世帯等への臨時特別 給付金給付事業（国補正分） 529,987
3	職員手当等	660	
4	共済費	576	
8	旅費	40	
10	需用費	1,915	
11	役務費	2,432	
12	委託料	3,354	
19	扶助費	519,750	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	3		26,400	8,097 3.20月分			7,205	41,702	6,993	48,695	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	96,126		29,477 3.20月分				125,603	29,106	154,709	
	そ の 他	1,779	99,314					11,997	111,311		111,311	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,804	195,440	26,400	37,574			19,202	278,616	36,099	314,715	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,097 3.20月分			7,205	41,702	6,993	48,695	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	96,126		29,477 3.20月分				125,603	29,106	154,709	
	そ の 他	1,779	99,314					11,731	111,045		111,045	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,804	195,440	26,400	37,574			18,936	278,350	36,099	314,449	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他							266	266		266	
	計							266	266		266	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(813) 563 人	929,217 千円	2,262,410 千円	1,820,436 千円	5,012,063 千円
補正前	(811) 563	927,957	2,262,410	1,820,042	5,010,409
比較	(2)	1,260		394	1,654
区分	共済費	合計	備考		
補正後	946,335 千円	5,958,398 千円			
補正前	945,759	5,956,168			
比較	576	2,230			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(40) 550 人		2,255,655 千円	1,652,315 千円	3,907,970 千円
補正前	(40) 550		2,255,655	1,652,315	3,907,970
比較					
区分	共済費	合計	備考		
補正後	785,266 千円	4,693,236 千円			
補正前	785,266	4,693,236			
比較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費			
		報酬	給料	職員手当	計
補正後	(773) 13 人	929,217 千円	6,755 千円	168,121 千円	1,104,093 千円
補正前	(771) 13	927,957	6,755	167,727	1,102,439
比較	(2)	1,260		394	1,654
区分	共済費	合計	備考		
補正後	161,069 千円	1,265,162 千円			
補正前	160,493	1,262,932			
比較	576	2,230			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	44,197 ^{千円}		84,632 ^{千円}	801 ^{千円}	38,784 ^{千円}
	補正前	44,197		84,632	801	38,784
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,673 ^{千円}		13,366 ^{千円}	151,905 ^{千円}	17,635 ^{千円}
	補正前	46,673		13,366	151,905	17,635
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,720 ^{千円}	651,453 ^{千円}	403,262 ^{千円}	
	補正前	45	1,720	651,059	403,262	
	比 較			394		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,963 ^{千円}				
	補正前	365,963				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

令和 5 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 279,648 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,483,389 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,903,739	39,003	5,942,742
	1 国庫負担金	3,701,693	14,796	3,716,489
	2 国庫補助金	2,190,391	24,207	2,214,598
16 県支出金		2,899,042	49,129	2,948,171
	1 県負担金	1,655,681	△4,086	1,651,595
	2 県補助金	1,121,327	53,215	1,174,542
19 繰入金		2,016,659	163,570	2,180,229
	1 基金繰入金	2,016,659	163,570	2,180,229
21 諸収入		1,211,547	△3,354	1,208,193
	4 受託事業収入	295,147	△11,050	284,097
	5 雑収入	798,138	7,696	805,834
22 市債		2,499,931	31,300	2,531,231
	1 市債	2,499,931	31,300	2,531,231
歳入合計		40,203,741	279,648	40,483,389

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,764,275	68,031	6,832,306
	1 総 務 管 理 費	6,168,956	41,867	6,210,823
	2 徴 税 費	335,504	4,818	340,322
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	162,006	21,346	183,352
3 民 生 費		12,623,639	48,595	12,672,234
	1 社 会 福 祉 費	7,405,301	48,595	7,453,896
4 衛 生 費		3,221,500	17,805	3,239,305
	1 保 健 衛 生 費	1,844,612	17,805	1,862,417
6 農 林 水 産 業 費		1,928,489	3,132	1,931,621
	3 水 産 業 費	277,949	3,132	281,081
8 土 木 費		3,373,784	85,088	3,458,872
	1 土 木 管 理 費	856,742	△5,448	851,294
	2 道 路 橋 梁 費	1,603,120	21,846	1,624,966
	5 都 市 計 画 費	554,728	68,690	623,418
10 教 育 費		3,209,743	38,620	3,248,363
	1 教 育 総 務 費	1,144,897	3,696	1,148,593
	4 幼 稚 園 費	334,273	526	334,799
	5 社 会 教 育 費	691,931	14,889	706,820
	6 保 健 体 育 費	656,844	19,509	676,353
11 災 害 復 旧 費		90,000	18,377	108,377
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	50,000	18,377	68,377
歳 出 合 計		40,203,741	279,648	40,483,389

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	防災行政無線 屋外拡声子局移設経費	千円 7,700
02 総務費	03 戸籍住民 基本台帳費	戸籍等システム改修経費	21,346
08 土木費	01 土木管理費	公共残土等処理場整備事業	66,800
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁等長寿命化調査点検事業	14,000
08 土木費	02 道路橋梁費	生活道路整備事業	16,000
08 土木費	02 道路橋梁費	橋梁長寿命化改修事業	69,536
08 土木費	05 都市計画費	公園環境整備対策事業	51,000
11 災害復旧費	02 公共土木施設 災害復旧費	5年公共土木施設災害復旧費	58,877

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
次期防災情報システム整備事業	令和6年度	16,676
総合福祉センター管理運営費	令和6年度から令和8年度まで	6,378
浜田・弥栄火葬場管理運営費	令和6年度から令和9年度まで	9,092
旭火葬場管理運営費	令和6年度から令和9年度まで	932
三隅火葬場管理運営費	令和6年度から令和9年度まで	7,204
ふるさと体験村管理運営費	令和6年度から令和7年度まで	438
水産業競争力強化漁船導入促進事業	令和7年度	587,340
石央文化ホール管理運営費	令和6年度	5,515
浜田郷土資料館管理運営費	令和6年度	205
世界こども美術館創作活動館管理運営費	令和6年度	7,863
石正美術館管理運営費	令和6年度	7,129
三隅中央会館多目的ホール管理運営費	令和6年度	1,521
岡見スポーツセンター施設管理運営費	令和6年度	207
三隅中央公園及び田の浦公園運動施設管理運営費	令和6年度	13,202
サンマリン浜田管理運営費	令和6年度から令和8年度まで	882
東公園運動施設管理運営費	令和6年度から令和8年度まで	1,959
ラ・ペアーレ浜田管理運営費	令和6年度から令和9年度まで	21,548
金城総合運動公園・今福スポーツ広場管理運営費	令和6年度から令和9年度まで	7,668

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
防 災 施 設 整 備 事 業	千円 121,800	千円 129,500
教 育 施 設 整 備 事 業	258,700	250,900
災 害 復 旧 事 業	72,700	104,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,903,739	39,003	5,942,742
16 県支出金	2,899,042	49,129	2,948,171
19 繰入金	2,016,659	163,570	2,180,229
21 諸収入	1,211,547	△3,354	1,208,193
22 市債	2,499,931	31,300	2,531,231
歳入合計	40,203,741	279,648	40,483,389

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	6,764,275	68,031	6,832,306	23,444	7,700	△104	36,991
3民 生 費	12,623,639	48,595	12,672,234	46,638			1,957
4衛 生 費	3,221,500	17,805	3,239,305	7,340		△11,394	21,859
6農 林 水 産 業 費	1,928,489	3,132	1,931,621				3,132
8土 木 費	3,373,784	85,088	3,458,872	8,485	8,300	51,000	17,303
10教 育 費	3,209,743	38,620	3,248,363		△7,800	11,496	34,924
11災 害 復 旧 費	90,000	18,377	108,377	2,225	23,100		△6,948
歳 出 合 計	40,203,741	279,648	40,483,389	88,132	31,300	50,998	109,218

2 歳 入

15 国庫支出金 (1 国庫負担金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	5,903,739	39,003	5,942,742
1 国庫負担金	3,701,693	14,796	3,716,489
4 災害復旧費国庫負担金	118,293	14,796	133,089
2 国庫補助金	2,190,391	24,207	2,214,598
1 総務費国庫補助金	1,052,744	23,820	1,076,564
2 民生費国庫補助金	331,026	387	331,413
16 県支出金	2,899,042	49,129	2,948,171
1 県負担金	1,655,681	△4,086	1,651,595
3 土木費県負担金	88,620	△4,086	84,534
2 県補助金	1,121,327	53,215	1,174,542
1 総務費県補助金	47,494	1,049	48,543
2 民生費県補助金	276,399	44,826	321,225
3 衛生費県補助金	49,439	7,340	56,779
19 繰 入 金	2,016,659	163,570	2,180,229
1 基金繰入金	2,016,659	163,570	2,180,229
1 財政調整基金繰入金	34,001	108,874	142,875

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	公共土木施設災害復旧費負担金	14,796	3年公共土木施設災害復旧費 12,571 5年公共土木施設災害復旧費 2,225
1	総務管理費補助金	2,474	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,474
2	戸籍住民基本台帳費補助金	21,346	社会保障・税番号制度システム整備事業費 11,875 戸籍電算化事務費 9,471
1	社会福祉費補助金	387	地域生活支援事業費 387
1	土木管理費負担金	△4,086	国土調査費 △4,086
1	総務管理費補助金	1,049	公共交通燃料費高騰緊急対策事業費 1,049
1	社会福祉費補助金	44,826	老人福祉施設整備費 44,826
1	保健衛生費補助金	7,340	乳幼児医療費 7,340
1	財政調整基金繰入金	108,874	財政調整基金繰入金 108,874

19 繰入金（1 基金繰入金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 ふるさと応援基金繰入金	699,442	54,696	754,138
21 諸 収 入	1,211,547	△3,354	1,208,193
4 受託事業収入	295,147	△11,050	284,097
2 衛生費受託事業収入	28,082	△11,050	17,032
5 雑 入	798,138	7,696	805,834
3 雑 入	797,561	7,696	805,257
22 市 債	2,499,931	31,300	2,531,231
1 市 債	2,499,931	31,300	2,531,231
1 総 務 債	613,900	7,700	621,600
8 教 育 債	258,700	△7,800	250,900
9 災害復旧債	72,700	31,400	104,100
歳 入 合 計	40,203,741	279,648	40,483,389

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	ふるさと応援基金繰入金	54,696	ふるさと応援基金繰入金 54,696
1	保健衛生費受託収入	△11,050	外来検査センター運営事業費 △11,050
7	総務費雑入	△104	国際交流員住居費負担金 △104
14	教育費雑入	7,800	B & G財団助成金 7,800
1	総務管理債	7,700	防災行政無線整備事業費 7,700
5	保健体育債	△7,800	社会体育施設整備事業費 △7,800
2	公共土木施設災害復旧債	31,400	現年公共土木施設災害復旧費 23,100 過年公共土木施設災害復旧費 8,300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,764,275	68,031	6,832,306	23,444	7,700	△104	36,991
1 総務管理費	6,168,956	41,867	6,210,823	2,098	7,700	△104	32,173
2 人事管理費	137,455	14,631	152,086				14,631
6 財産管理費	952,125	4,317	956,442				4,317
7 企 画 費	2,162,712	2,098	2,164,810	2,098			
14 国際交流費	19,209	△1,879	17,330			△104	△1,775
16 防災諸費	170,939	7,700	178,639		7,700		
18 諸 費	624,974	15,000	639,974				15,000

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	13,570	1 産休・育休等代替職員費 14,631
3	職員手当等	△240	
4	共済費	1,682	
8	旅費	△381	
10	需用費	4,317	1 庁舎等維持管理費 4,317
18	負担金補助及び交付金	2,098	1 原油価格・物価高騰対策地域公共交通事業者支援事業 2,098
1	報酬	△1,120	1 外国青年招致事業（C I R） △1,879
4	共済費	△190	
13	使用料及び賃借料	△169	
18	負担金補助及び交付金	△400	
14	工事請負費	7,700	1 防災無線等施設維持管理費 7,700
22	償還金利子及び割引料	15,000	1 市税等過誤納還付金 15,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	335,504	4,818	340,322				4,818
1 税 務 総 務 費	226,791	4,818	231,609				4,818

2 総務費（2 徴税費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		4,818	1 地方税システム等対応事業 4,818

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	162,006	21,346	183,352	21,346			
1 戸籍住民基本 台帳費	162,006	21,346	183,352	21,346			

2 総務費 (3 戸籍住民基本台帳費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	21,346	1 戸籍事務電算化事業 21,346

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,623,639	48,595	12,672,234	46,638			1,957
1 社会福祉費	7,405,301	48,595	7,453,896	46,638			1,957
1 社会福祉総務費	1,775,472	44,826	1,820,298	44,826			
3 障がい者福祉費	2,297,533	776	2,298,309	387			389
4 老人福祉費	1,916,122	2,993	1,919,115	1,425			1,568

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明	明
区	分			
18	負担金補助及び交付金	44,826	1 介護施設整備支援事業	44,826
12	委託料	776	1 地域生活支援事業	776
10	需用費	1,100	1 総合福祉センター管理事業 2 特殊詐欺撃退機器配布事業	1,568
11	役務費	104		1,425
12	委託料	1,789		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,221,500	17,805	3,239,305	7,340		△11,394	21,859
1 保健衛生費	1,844,612	17,805	1,862,417	7,340		△11,394	21,859
1 保健衛生総務費	491,862	△11,394	480,468			△11,394	
3 乳幼児等医療費	189,982	26,983	216,965	7,340			19,643
6 霊園・火葬場費	62,989	2,216	65,205				2,216

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△7,396	1 外来検査センター運営事業 △11,394
3	職員手当等	△1,089	
4	共済費	△1,516	
8	旅費	△217	
10	需用費	△815	
11	役務費	△68	
12	委託料	△293	
11	役務費	722	1 乳幼児医療費助成事業 15,643
19	扶助費	26,261	2 子ども医療費助成事業 11,340
12	委託料	2,216	1 火葬場管理運営費 2,216

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1,928,489	3,132	1,931,621				3,132
3 水産業費	277,949	3,132	281,081				3,132
3 漁港管理費	46,522	3,132	49,654				3,132

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	3,132	1 漁港管理事務費 3,132

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,373,784	85,088	3,458,872	8,485	8,300	51,000	17,303
1 土木管理費	856,742	△5,448	851,294	△4,086			△1,362
1 土木総務費	704,547	△5,448	699,099	△4,086			△1,362

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△300	1 地籍調査事業 △5,448
8 旅費	△375	
10 需用費	△1,405	
12 委託料	△3,074	
13 使用料及び賃借料	△294	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,603,120	21,846	1,624,966	12,571	8,300		975
6 橋梁新設改良費	645,611	21,846	667,457	12,571	8,300		975

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	3,000	1 周布橋整備事業
14	工事請負費	18,846	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	554,728	68,690	623,418			51,000	17,690
3 公 園 費	144,278	51,000	195,278			51,000	
4 公共下水道費	392,512	17,690	410,202				17,690

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	50,873	1 公園環境整備対策事業 51,000
18	負担金補助及び交付金	127	
27	繰出金	17,690	1 公共下水道事業会計繰出金 17,690

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,209,743	38,620	3,248,363		△7,800	11,496	34,924
1 教育総務費	1,144,897	3,696	1,148,593			3,696	
2 事務局費	945,971	3,696	949,667			3,696	

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	570	1 県立高校共同寄宿舎運営事業 3,696
4	共済費	102	
8	旅費	26	
10	需用費	510	
11	役務費	36	
13	使用料及び賃借料	1,620	
14	工事請負費	600	
17	備品購入費	232	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	334,273	526	334,799				526
1 幼稚園費	334,273	526	334,799				526

10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
22	償還金利息及び割引料	526	1 幼稚園管理運営費 526

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	691,931	14,889	706,820				14,889
5 文 化 費	115,262	4,396	119,658				4,396
6 美術館費	213,465	10,493	223,958				10,493

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	133	1 石央文化ホール管理事業 4,263 2 資料館管理運営事業 133
18	負担金補助及び交付金	4,263	
18	負担金補助及び交付金	10,493	1 世界こども美術館創作活動館管理事業 5,267 2 石正美術館管理事業 5,226

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	656,844	19,509	676,353		△7,800	7,800	19,509
2 学校給食費	242,277	483	242,760				483
4 運動施設管理費	296,090	19,026	315,116		△7,800	7,800	19,026

10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	483	1 共同調理場管理運営費 483
12	委託料	19,026	1 運動施設管理費 19,026

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	90,000	18,377	108,377	2,225	23,100		△6,948
2 公共土木施設 災害復旧費	50,000	18,377	68,377	2,225	23,100		△6,948
1 道路橋梁災害 復旧費	50,000	18,377	68,377	2,225	23,100		△6,948

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	1,841	1 5年公共土木施設災害復旧費 18,377
12	委託料	2,800	
14	工事請負費	13,736	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(842) 563 人	934,841 千円	2,262,410 千円	1,819,107 千円	5,016,358 千円
補 正 前	(813) 563	929,217	2,262,410	1,820,436	5,012,063
比 較	(29)	5,624		△1,329	4,295
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	946,413 千円	5,962,771 千円			
補 正 前	946,335	5,958,398			
比 較	78	4,373			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(40) 550 人		2,255,655 千円	1,652,315 千円	3,907,970 千円
補 正 前	(40) 550		2,255,655	1,652,315	3,907,970
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	785,266 千円	4,693,236 千円			
補 正 前	785,266	4,693,236			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(802) 13 人	934,841 千円	6,755 千円	166,792 千円	1,108,388 千円
補 正 前	(773) 13	929,217	6,755	168,121	1,104,093
比 較	(29)	5,624		△1,329	4,295
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	161,147 千円	1,269,535 千円			
補 正 前	161,069	1,265,162			
比 較	78	4,373			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	44,197 ^{千円}		84,632 ^{千円}	801 ^{千円}	38,784 ^{千円}
	補正前	44,197		84,632	801	38,784
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	46,673 ^{千円}		13,366 ^{千円}	151,905 ^{千円}	17,635 ^{千円}
	補正前	46,673		13,366	151,905	17,635
	比 較					
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,720 ^{千円}	650,124 ^{千円}	403,262 ^{千円}	
	補正前	45	1,720	651,453	403,262	
	比 較			△1,329		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,963 ^{千円}				
	補正前	365,963				
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

職員手当	△1,329 千円		管理職手当 初任給調整 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 災害派遣手当 退職手当 組合負担金 退職手当 組合加入特別負担金 退職手当 組合特別負担金	千円 △1,329 会計年度任用職員による減
------	-----------	--	---	------------------------------

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 4,187,829		千円 1,176,912	千円 830,480		千円 2,180,437	千円 436,329	千円 1,744,108
次期防災情報システム整備事業	16,676	令和6年度から			令和6年度まで	16,676		16,676
総合福祉センター管理運営費	6,378	令和6年度から			令和8年度まで	6,378		6,378
浜田・弥栄火葬場管理運営費	9,092	令和6年度から			令和9年度まで	9,092		9,092
旭火葬場管理運営費	932	令和6年度から			令和9年度まで	932		932
三隅火葬場管理運営費	7,204	令和6年度から			令和9年度まで	7,204		7,204
ふるさと体験村管理運営費	438	令和6年度から			令和7年度まで	438		438
水産業競争力強化漁船導入促進事業	587,340	令和7年度から			令和7年度まで	587,340	587,340	
石央文化ホール管理運営費	5,515	令和6年度から			令和6年度まで	5,515		5,515
浜田郷土資料館管理運営費	205	令和6年度から			令和6年度まで	205		205

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
世界こども美術館 創作活動館管理運営費	7,863	令和6年度から			令和6年度まで	7,863		7,863
石正美術館管理運営費	7,129	令和6年度から			令和6年度まで	7,129		7,129
三隅中央会館多目的ホール 管理運営費	1,521	令和6年度から			令和6年度まで	1,521		1,521
岡見スポーツセンター 施設管理運営費	207	令和6年度から			令和6年度まで	207		207
三隅中央公園及び田の浦公園 運動施設管理運営費	13,202	令和6年度から			令和6年度まで	13,202		13,202
サンマリン浜田管理運営費	882	令和6年度から			令和8年度まで	882		882
東公園運動施設管理運営費	1,959	令和6年度から			令和8年度まで	1,959		1,959
ラ・ペアーレ浜田管理運営費	21,548	令和6年度から			令和9年度まで	21,548		21,548
金城総合運動公園・今福スポーツ広場 管理運営費	7,668	令和6年度から			令和9年度まで	7,668		7,668
計	4,883,588		1,176,912	830,480		2,876,196	1,023,669	1,852,527

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	2,182,007	72,700	299,705	1,955,002
	補 正 額		31,400		31,400
	補 正 後 の 額	2,182,007	104,100	299,705	1,986,402
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	14,657,126	671,500	1,615,987	13,712,639
	補 正 額		7,700		7,700
	補 正 後 の 額	14,657,126	679,200	1,615,987	13,720,339
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,180,424	1,502,700	1,860,042	13,823,082
	補 正 額		△ 7,800		△ 7,800
	補 正 後 の 額	14,180,424	1,494,900	1,860,042	13,815,282
計	補 正 前 の 額	44,628,052	2,499,931	5,769,864	41,358,119
	補 正 額		31,300		31,300
	補 正 後 の 額	44,628,052	2,531,231	5,769,864	41,389,419

令和 5 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 58,010 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 588,345 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		262	90	352
	1 分担金	262	90	352
3 県支出金		27,000	△7,000	20,000
	1 県補助金	27,000	△7,000	20,000
6 諸収入		32,001	△32,000	1
	1 受託事業収入	32,000	△32,000	0
7 市債		101,600	△19,100	82,500
	1 市債	101,600	△19,100	82,500
歳入合計		646,355	△58,010	588,345

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		274,475	△ 58,010	216,465
	1 総務管理費	221,575	△ 50,000	171,575
	2 農業集落排水建設費	52,900	△ 8,010	44,890
2 公債費		371,880	0	371,880
	1 公債費	371,880	0	371,880
歳出合計		646,355	△ 58,010	588,345

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
農業集落排水事業	千円 101,600	千円 82,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	262	90	352
3 県支出金	27,000	△7,000	20,000
6 諸収入	32,001	△32,000	1
7 市債	101,600	△19,100	82,500
歳入合計	646,355	△58,010	588,345

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	274,475	△58,010	216,465	△7,000	△19,100	△31,910	
2公 債 費	371,880	0	371,880			0	
歳 出 合 計	646,355	△58,010	588,345	△7,000	△19,100	△31,910	0

2 歳 入

1 分担金及び負担金 (1 分 担 金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	262	90	352
1 分 担 金	262	90	352
1 農業集落排水事業費分担金	262	90	352
3 県支出金	27,000	△7,000	20,000
1 県補助金	27,000	△7,000	20,000
1 農業集落排水事業費県補助金	27,000	△7,000	20,000
6 諸 収 入	32,001	△32,000	1
1 受託事業収入	32,000	△32,000	0
1 農業集落排水費受託事業収入	32,000	△32,000	0
7 市 債	101,600	△19,100	82,500
1 市 債	101,600	△19,100	82,500
1 農業集落排水事業債	101,600	△19,100	82,500
歳 入 合 計	646,355	△58,010	588,345

(単位：千円)

節		説明
区	金額	
1 現年度分受益者分担金	90	現年度分受益者分担金 90
1 農業集落排水事業費補助金	△7,000	農業集落排水事業費 △7,000
1 農業集落排水建設費受託事業収入	△32,000	浜田八重可部線移転補償事業費 △32,000
1 農業集落排水事業債	△19,100	農業集落排水整備事業費 △19,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	274,475	△58,010	216,465	△7,000	△19,100	△31,910	
1 総務管理費	221,575	△50,000	171,575		△18,090	△31,910	
1 一般管理費	71,707	0	71,707		△90	90	
2 施設維持管理費	149,868	△50,000	99,868		△18,000	△32,000	

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	△50,000	1 施設維持管理費 △50,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業集落排水 建設費	52,900	△8,010	44,890	△7,000	△1,010		
1 農業集落排水 建設費	52,900	△8,010	44,890	△7,000	△1,010		

1 農業集落排水費 (2 農業集落排水建設費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
10 需用費	△60	1 機能強化対策事業 △8,010
12 委託料	△6,820	
14 工事請負費	△1,130	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公 債 費	371,880	0	371,880				
1 公 債 費	371,880	0	371,880				
1 元 金	335,233	0	335,233				

2 公債費（1 公債費）

（単位：千円）

節		説明
区	分	
	金額	

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 63,668	千円 27,400	千円 579	千円 90,489
	補 正 額		△ 9,500		△ 9,500
	補 正 後 の 額	63,668	17,900	579	80,989
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	2,746,018	74,200	334,464	2,485,754
	補 正 額		△ 9,600		△ 9,600
	補 正 後 の 額	2,746,018	64,600	334,464	2,476,154
計	補 正 前 の 額	2,809,975	101,600	335,233	2,576,342
	補 正 額		△ 19,100		△ 19,100
	補 正 後 の 額	2,809,975	82,500	335,233	2,557,242

令和5年度

浜田市水道事業会計補正予算
(第1号)

目 次

令和5年度 浜田市水道事業会計補正予算（第1号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和5年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	3
-----------------------------	---

令和5年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	4
----------------------------	---

令和5年度 浜田市水道事業予定損益計算書	6
----------------------------	---

令和5年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	7
-----------------------------------	---

令和5年度 個別注記	8
------------------	---

その他の書類

令和5年度 収益的支出明細書	10
----------------------	----

令和5年度 資本的収入及び支出明細書	10
--------------------------	----

令和5年度浜田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度浜田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和5年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	1,864,696	13,066	1,877,762
第1項	営 業 費 用	1,656,272	11,500	1,667,772
第2項	営 業 外 費 用	204,324	1,566	205,890

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額656,144千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額96,714千円、当年度分損益勘定留保資金471,472千円、未処分利益剰余金87,958千円で補てんするものとする。）」に改め、収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	904,069	291,428	1,195,497
第1項	国 庫 補 助 金	87,500	91,428	178,928
第4項	企 業 債	393,500	200,000	593,500

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	1,554,208	297,433	1,851,641
第1項	建 設 改 良 費	812,250	290,000	1,102,250
第2項	企 業 債 償 還 金	741,958	7,433	749,391

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正予定額)	(予定限度額)
	千円	千円	千円
浜田市重要給水施設 配水管耐震事業	112,500	60,000	172,500
浜田市水道管路緊急改善事業	100,000	140,000	240,000

令和5年12月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,864,696	13,066	1,877,762
	(1) 営業費用		1,656,272	11,500	1,667,772
		2 配水及び給水費	331,565	11,500	343,065
	(2) 営業外費用		204,324	1,566	205,890
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	99,314	1,566	100,880

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			904,069	291,428	1,195,497
	(1) 国庫補助金		87,500	91,428	178,928
		1 国庫補助金	87,500	91,428	178,928
	(4) 企業債		393,500	200,000	593,500
		1 企業債	393,500	200,000	593,500

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,554,208	297,433	1,851,641
	(1) 建設改良費		812,250	290,000	1,102,250
		3 配水施設費	792,128	290,000	1,082,128
	(2) 企業債償還金		741,958	7,433	749,391
		1 企業債償還金	741,958	7,433	749,391

令和5年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		517,873	
ロ 建物	1,374,177		
減価償却累計額	△ 781,433	592,745	
ハ 構築物	36,703,824		
減価償却累計額	△ 17,949,145	18,754,680	
ニ 機械及び装置	7,956,981		
減価償却累計額	△ 6,373,532	1,583,449	
ホ 車両運搬具	15,303		
減価償却累計額	△ 13,236	2,067	
ヘ 工具器具及び備品	58,968		
減価償却累計額	△ 46,009	12,959	
ト 建設仮勘定		201,619	
有形固定資産合計			21,665,392

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		77,282	
無形固定資産合計			77,282
固定資産合計			21,742,674

2 流動資産

(1) 現金預金		1,317,984	
(2) 未収金	112,415		
貸倒引当金	△ 500	111,915	
(3) 貯蔵品		5,504	
流動資産合計			1,435,403
資産合計			23,178,077

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	6,801,369		
企業債合計		6,801,369	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	114,801		
ロ 修繕引当金	30,573		
引当金合計		145,374	
固定負債合計			6,946,743

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	689,779		
企業債合計		689,779	
(2) 未払金			
			269,143
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	12,536		
引当金合計		12,536	
(4) その他流動負債			
			1,655
流動負債合計			973,113

5 繰延収益

(1) 長期前受金			
		16,375,074	
長期前受金収益化累計額		△ 8,763,599	
繰延収益合計			7,611,475
負債合計			15,531,331

資 本 の 部

6 資本金

4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,743		
ロ 他会計補助金	8,912		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,330		
資本剰余金合計		228,848	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,565,292		
利益剰余金合計		2,565,292	
剰余金合計			2,794,140
資本合計			7,646,746
負債資本合計			23,178,077

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和5年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	1,136,153		
	(2) 受託工事収益	91		
	(3) その他営業収益	35,207	1,171,451	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	206,617		
	(2) 配水及び給水費	317,084		
	(3) 受託工事費	93		
	(4) 業務費	114,588		
	(5) 総係費	92,317		
	(6) 減価償却費	869,064		
	(7) 資産減耗費	15,200		
	(8) その他営業費用	60	1,615,023	
	営業損失			△ 443,572
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	11		
	(2) 他会計補助金	195,189		
	(3) 長期前受金戻入	412,792		
	(4) 消費税及び地方消費税還付金	2		
	(5) 雑収益	1,068	609,062	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	100,880		
	(2) 雑支出	45,010	145,890	463,172
	経常利益			19,600
5	特別利益			
	(2) 過年度損益修正益	1	1	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	2,729	2,729	
7	予備費			
	(1) 予備費	1,000	1,000	△ 3,728
	当年度純利益			15,872
	前年度繰越利益剰余金			2,549,420
	当年度未処分利益剰余金			2,565,292

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が443,572千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、30,780千円の赤字となります。

令和5年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は損失)	15,872
	減価償却費	869,064
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	32
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	△ 563
	長期前受金戻入額	△ 412,792
	資産減耗費	15,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 11
	支払利息	100,880
	未収金の減少 (△は増加)	115,506
	貯蔵品の減少 (△は増加)	58
	未払金の増加 (△は減少)	500
	小 計	707,282
	受取利息及び配当金の受取額	11
	利息の支払額	△ 100,880
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	606,413
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 1,020,537
	固定資産売却収入	1
	工事負担金等収入	107,645
	国庫補助金の収入	178,928
	他会計補助金収入	315,423
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 418,540
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	593,500
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 749,391
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 155,891
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	31,982
	資金期首残高	1,286,002
	資金期末残高	1,317,984

令和5年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に切り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,801,711千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金468千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金13,099千円を取り崩す。

令和5年度 収益の支出明細書

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 水道事業費用		1,864,696	13,066	1,877,762		
(1) 営業費用		1,656,272	11,500	1,667,772		
	2 配水及び給水費	331,565	11,500	343,065		
					修繕費	11,500
(2) 営業外費用		204,324	1,566	205,890		
	1 支払利息及び 企業債取扱諸費	99,314	1,566	100,880		
					企業債償還利息	1,566

令和5年度 資本的収入及び支出明細書

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資本的収入		904,069	291,428	1,195,497		
(1) 国庫補助金		87,500	91,428	178,928		
	1 国庫補助金	87,500	91,428	178,928		
					国庫補助金	91,428
(4) 企業債		393,500	200,000	593,500		
	1 企業債	393,500	200,000	593,500		
					企業債	200,000

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額
1 資本的支出		1,554,208	297,433	1,851,641		
(1) 建設改良費		812,250	290,000	1,102,250		
	3 配水施設費	792,128	290,000	1,082,128		
					工事請負費	290,000
(2) 企業債償還金		741,958	7,433	749,391		
	1 企業債償還金	741,958	7,433	749,391		
					企業債償還金	7,433

令和5年度

浜田市工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

目 次

令和5年度 浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	1
-----------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和5年度 浜田市工業用水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定貸借対照表	3
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定損益計算書	5
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
--------------------------------------	---

令和5年度 個別注記	7
------------------	---

その他の書類

令和5年度 資本的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和5年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度浜田市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,489千円は、当年度分消費税及び等資本的収支調整額121千円、当年度分損益勘定留保資金1,210千円、減債積立金3,158千円で補てんするものとする。）」に改め、支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 支 出	8,855	1	8,856
第2項	企 業 債 償 還 金	3,157	1	3,158

令和5年12月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市工業用水道事業会計予算実施計画

資本的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			8,855	1	8,856
	(2) 企業債償還金		3,157	1	3,158
		1 企業債償還金	3,157	1	3,158

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		50,371	
ロ 建物	136,330		
減価償却累計額	△ 78,190	58,140	
ハ 構築物	1,595,855		
減価償却累計額	△ 980,448	615,407	
ニ 機械及び装置	348,752		
減価償却累計額	△ 303,448	45,304	
有形固定資産合計		769,222	
固定資産合計			769,222

2 流動資産

(1) 現金預金		373,956	
(2) 未収金		9,592	
流動資産合計			383,548
資産合計			<u>1,152,770</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,697		
ロ 修繕引当金	63,930		
引当金合計		67,627	
固定負債合計			67,627

4 流動負債

(1) 未払金			
イ 営業未払金	13,331		
ロ 未払消費税	2,038		
ハ その他未払金	0		
未払金合計		15,369	
(2) 引当金			
イ 賞与等引当金	1,530		
引当金合計		1,530	
(4) その他流動負債		130	
流動負債合計		17,029	

5 繰延収益

(1) 長期前受金			
長期前受金収益化累計額		1,674,617	
繰延収益合計		△ 1,100,086	
負債合計			574,531
			659,187

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金			
資本金合計		310,092	
			310,092

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 工事負担金	13,470		
資本剰余金合計		13,470	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	170,021		
利益剰余金合計		170,021	
剰余金合計			183,491
資本合計			493,583
負債資本合計			1,152,770

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：千円)

1	営業収益			
	(1) 給水収益	102,675	102,675	
2	営業費用			
	(1) 原水及び浄水費	59,976		
	(2) 配水及び給水費	3,374		
	(3) 総係費	30,870		
	(4) 減価償却費	35,733		
	(5) 資産減耗費	759	130,712	
	営業損失			△ 28,037
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	6		
	(2) 他会計補助金	87		
	(3) 長期前受金戻入	28,531		
	(4) 雑収益	24	28,648	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	100		
	(2) 雑支出	1	101	28,547
	経常利益			510
5	予備費			
	(1) 予備費	91	91	△ 91
	当年度純利益			419
	前年度繰越利益剰余金			166,445
	その他未処分利益剰余金変動額			3,157
	当年度未処分利益剰余金			<u>170,021</u>

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が 28,037千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、494千円の黒字となります。

令和5年度 浜田市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	419
	減価償却費	35,733
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	62
	長期前受金戻入額 (△)	△ 28,531
	資産減耗費	759
	受取利息 (△)	△ 6
	支払利息	100
	未収金の減少 (△は増加)	11,328
	未払金の増加 (△は減少)	△ 6,968
	その他流動負債の増加 (△は減少)	30
	小 計	12,926
	受取利息及び配当金の受取額	6
	利息の支払額	△ 100
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	12,832
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出	△ 5,696
	工事負担金等収入	4,367
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 1,329
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	企業債の償還等による支出	△ 3,158
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 3,158
	資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)	8,345
	資金期首残高	365,611
	資金期末残高	373,956

令和5年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

①有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市工業用水道事業会計規程第82条により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり

建 物 : 20～45年

構 築 物 : 10～60年

機械及び装置 : 6～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市工業用水道事業会計規程第82条により定額法を適用。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

①貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を貸倒引当金に計上する。

②退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、年度末における退職手当の職員に対する要支給額から島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

③修繕引当金

平成27年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

①消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

該当なし

3. 予定損益計算書に関する注記

該当なし

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について

該当なし

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

該当なし

7. 重要な後発事象に関する注記

該当なし

8. その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、職員の退職手当支給分の負担を予定していないため、退職給付引当金の取崩しはしない。

(2) 賞与等引当金の目的使用による取崩しについて

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金 1,468 千円を取り崩した。

令和5年度 資本の支出明細書

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本の支出		8,855	1	8,856		
(2) 企業債償還金		3,157	1	3,158		
	1 企業債償還金	3,157	1	3,158		
					企業債償還金	1

令和5年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算
(第2号)

目 次

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	1
-----------------------------------	---

予算に関する説明書

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	3
--------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	5
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	7
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	8
--------------------------------------	---

令和5年度 個別注記	9
------------------	---

その他の書類

令和5年度 収益的収入及び支出明細書	11
--------------------------	----

令和5年度 資本的収入及び支出明細書	11
--------------------------	----

令和5年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中なお書きを、「なお、営業外費用中企業債利息41,676千円の財源に充てるため、企業債16,300千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	524,227	45,702	569,929
第1項	営業収益	112,504	△ 5,048	107,456
第2項	営業外収益	411,723	31,426	443,149
第3項	特別利益	0	19,324	19,324

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	524,783	46,160	570,943
第1項	営業費用	471,413	△ 680	470,733
第3項	特別損失	300	46,840	47,140

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書きを、「資本的収支額が資本的支出額に対し不足する額237,099千円は、消費税等資本的収支調整額22,518千円及び損益勘定留保資金等214,581千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的収入	464,792	△ 52,140	412,652
第2項	工事負担金	9,000	△ 9,000	0
第3項	企業債	220,000	△ 29,100	190,900
第4項	他会計出資金	121,293	△ 14,040	107,253

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的支出	669,751	△ 20,000	649,751
第1項	建設改良費	286,431	△ 20,000	266,431

(企業債)

第4条 予算第5条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
浜田処理区 整備事業	96,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。	96,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。
ストックマネジメント 改築事業	28,300				28,300			
公共ます設置事業	10,000				10,000			
道路改良に伴う支障移転事業	11,000				0			
資本費平準化債	90,100				72,100			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「271,219千円」を「302,949千円」に改める。

令和5年12月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			524,227	45,702	569,929
	(1) 営業収益		112,504	△ 5,048	107,456
		1 下水道使用料	111,725	△ 5,048	106,677
	(2) 営業外収益		411,723	31,426	443,149
		2 他会計補助金	271,219	31,730	302,949
		3 長期前受金戻入	140,501	△ 304	140,197
	(3) 特別利益		0	19,324	19,324
		1 過年度損益修正益	0	19,324	19,324

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			524,783	46,160	570,943
	(1) 営業費用		471,413	△ 680	470,733
		6 減価償却費	279,979	△ 680	279,299
	(3) 特別損失		300	46,840	47,140
		1 過年度損益修正損	300	46,840	47,140

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			464,792	△ 52,140	412,652
	(2) 工事負担金		9,000	△ 9,000	0
		1 工事負担金	9,000	△ 9,000	0
	(3) 企業債		220,000	△ 29,100	190,900
		1 企業債	220,000	△ 29,100	190,900
	(4) 他会計出資金		121,293	△ 14,040	107,253
		1 他会計出資金	121,293	△ 14,040	107,253

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			669,751	△ 20,000	649,751
	(1) 建設改良費		286,431	△ 20,000	266,431
		1 管渠費	181,445	△ 20,000	161,445

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		422,630	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 261,216	277,374	
ハ 構築物	10,422,075		
減価償却累計額	△ 4,273,114	6,148,961	
ニ 機械及び装置	2,230,350		
減価償却累計額	△ 1,613,816	616,534	
ホ 工具器具及び備品	5,001		
減価償却累計額	△ 4,500	501	
ヘ 建設仮勘定		324,411	
有形固定資産合計			7,790,411

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		2,944	
無形固定資産合計			2,944
固定資産合計			7,793,355

2 流動資産

(1) 現金預金		29,348	
(2) 未収金	30,988		
貸倒引当金	△ 782	30,206	
流動資産合計			59,554
資産合計			7,852,909

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,177,285		
企業債合計		3,177,285	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	9,148		
引当金合計		9,148	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,186,883

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	368,662		
企業債合計		368,662	
(2) 未払金		17,269	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,631		
引当金合計		3,631	
(4) その他流動負債		10,095	
流動負債合計			399,657

5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,715,149	
長期前受金収益化累計額		△ 2,685,629	
繰延収益合計			3,029,520
負債合計			6,616,060

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金		471,341	
(2) 繰入資本金		562,370	
資本金合計			1,033,711

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	193,785		
ロ 受贈財産評価額	1,743		
資本剰余金合計		195,528	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	7,610		
利益剰余金合計		7,610	
剰余金合計			203,138
資本合計			1,236,849
負債資本合計			7,852,909

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	96,979		
(2) その他営業収益	779	97,758	
2 営業費用			
(1) 管渠費	19,204		
(2) ポンプ場費	2,624		
(3) 処理場費	88,252		
(4) 業務費	9,562		
(5) 総係費	23,180		
(6) 減価償却費	279,299		
(7) 資産減耗費	37,830	459,951	
営業損失			362,193
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	302,949		
(3) 長期前受金戻入	140,197		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	1		
(5) 雑収益	1	443,149	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	44,170		
(2) 雑支出	7,700	51,870	391,279
経常利益			29,086
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	19,324	19,324	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	47,113	47,113	
7 予備費			
(1) 予備費	1,200	1,200	△ 28,989
当年度純利益			97
前年度繰越利益剰余金			7,513
当年度未処分利益剰余金			7,610

<参考>

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費44,170千円のうち、16,300千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が362,193千円の赤字となっておりますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、221,996千円の赤字となります。

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		97
減価償却費		279,299
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		1,897
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		38
長期前受金戻入額		△ 140,197
資産減耗費		37,830
受取利息及び配当金 (△)		△ 1
支払利息		44,170
過年度損益修正損		46,840
過年度損益修正益 (△)		△ 19,324
未収金の増減額 (△は増加)		△ 1,642
小	計	249,007
受取利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		△ 44,170
業務活動によるキャッシュ・フロー	(A)	204,838
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得・建設改良による支出 (△)		△ 245,175
国庫補助金収入		104,090
投資活動によるキャッシュ・フロー	(B)	△ 141,085
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		207,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)		△ 383,320
他会計からの出資による収入		107,253
一時借入金の借入による収入		400,000
一時借入金の返済による支出 (△)		△ 400,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	(C)	△ 68,867
資金増加額 (△は減少額)	(A+B+C)	△ 5,114
資金期首残高		34,462
資金期末残高		29,348

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することとしている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定等に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は3,179,926千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
営業収益	供用開始前のため	97,758	97,758
営業費用	計上なし	459,951	459,951
営業損益		△ 362,193	△ 362,193
経常損益	0	29,086	29,086
セグメント資産	521,981	7,330,928	7,852,909
セグメント負債	448,829	6,167,231	6,616,060

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて
 当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,482千円を取り崩す。

令和5年度 収益の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	524,227	45,702	569,929		
(1) 営業収益	112,504	△ 5,048	107,456		
1 下水道使用料	111,725	△ 5,048	106,677	下水道使用料	△ 5,048
(2) 営業外収益	411,723	31,426	443,149		
2 他会計補助金	271,219	31,730	302,949	他会計補助金	31,730
3 長期前受金戻入	140,501	△ 304	140,197	長期前受金戻入	△ 304
(3) 特別利益	0	19,324	19,324		
1 過年度損益修正益	0	19,324	19,324	過年度損益修正益	19,324

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	524,783	46,160	570,943		
(1) 営業費用	471,413	△ 680	470,733		
6 減価償却費	279,979	△ 680	279,299	有形固定資産減価償却費	△ 680
(3) 特別損失	300	46,840	47,140		
1 過年度損益修正損	300	46,840	47,140	過年度損益修正損	46,840

令和5年度 資本の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的収入	464,792	△ 52,140	412,652		
(2) 工事負担金	9,000	△ 9,000	0		
1 工事負担金	9,000	△ 9,000	0	工事負担金	△ 9,000
(3) 企業債	220,000	△ 29,100	190,900		
1 企業債	220,000	△ 29,100	190,900	企業債	△ 29,100
(4) 他会計出資金	121,293	△ 14,040	107,253		
1 他会計出資金	121,293	△ 14,040	107,253	他会計出資金	△ 14,040

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出	669,751	△ 20,000	649,751		
(1) 建設改良費	286,431	△ 20,000	266,431		
1 管渠費	181,445	△ 20,000	161,445	工事請負費	△ 20,000

同意第 5 号

浜田市農業委員会委員の任命について

浜田市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 12 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	中 田 善 喜
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	河 上 昭 二
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	団体職員
氏 名	川 神 昌 暢
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	佐々木 京 子
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	大学准教授
氏 名	伊 藤 知 世 (旧氏：豊 田)
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	原 田 義 一
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	大 崎 健 太
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	柿 元 信 次
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	岡 本 健 治
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	藤 若 裕 香
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	稲 田 勝 志
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	岩 谷 淳 志
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	青 葉 真
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	三 浦 寿 紀
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	高 橋 伸 幸
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	玉 田 一
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	南 谷 勇
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	野 上 省 三
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	農 業
氏 名	皆 本 浩 己
生年月日	(省略)

(参 考)

任 期 3 年

根拠法 農業委員会等に関する法律第 10 条第 1 項